

「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度」に係る希少植物育成相談受付業務 仕様書

1 概要

本市では、京都らしさを支える生物多様性の持続可能な利用を図るため、京都らしさを支えてきた生きものの保全、再生及び持続可能な利用の取組を実施する団体又は個人の方を認定する「京の生きもの・文化協働再生プロジェクト認定制度」※¹（以下「認定制度」という。）を実施している。

本制度の一環として、京都の祭りや文化を支える希少植物（フタバアオイ、アヤメ）（以下「保全対象種」という。）の生息域外保全に取り組む個人を対象として、育成に係る相談を受け付け、フォローアップ※²する。

※¹ <https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000187608.html>

※² <https://www.city.kyoto.lg.jp/kankyo/page/0000340074.html>

(1) 相談への対応

認定制度に参加する個人（以下「参加者」という。）が保全対象種を育成する際、育成不良等が生じた場合や疑問点など、育成に関する相談を受け付けフォローアップする。

ア 日時

契約の日から令和8年3月31日（火）までに、週2日以上、かつ、午前9時～正午及び午後1時～午後5時の間のそれぞれ2時間以上

イ 対応方法

対面及び電話

ウ 相談料

無料

2 受託者の要件

- (1) 本市の競争入札参加有資格者名簿に記載されている市内中小企業であること。
- (2) 本市周辺産に由来する保全対象種の栽培管理の実績が3年以上あること。
- (3) 本市内の個人・団体に対して、本市周辺産に由来する保全対象種の栽培管理を指導した実績があること。

なお、(2)、(3)については、任意の様式にて、関連する事業等の概要をまとめたもの、実績を確認できる既存の事業報告書等、(2)、(3)の要件に該当することが分かる資料を、メール又は郵便で提出すること。

<提出先>

住所：〒604-8571 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 488 番地
京都市環境政策局環境企画部環境保全創造課

Mail : k-kyosei@city.kyoto.lg.jp

3 業務内容

- (1) 相談への対応業務

「1(1) 相談への対応」に記載のとおり、フォローアップを行うこと。

ア 相談の受付場所等の確保

参加者の利便性に配慮し、京都市営地下鉄の駅から、徒歩20分以内^{*}の会場を確保すること。なお、会場費の支払いについては、本業務に含む。

※ 1分間あたり80mとする

相談を受け付ける電話回線を確保すること。なお、本相談業務専用の電話回線である必要はない。

イ 相談の受付及び対応

参加者が保全対象種を育成する際、育成不良が生じた場合や疑問点など、育成に関する相談等を受け付け、助言等のフォローアップを行い、その概要（個人名、連絡先等の個人情報は不要）を記録すること。

4 成果物の提出

本業務の実施結果報告書を委託業務完了後速やかに作成し、電子データで提出すること。

5 業務期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）まで

6 その他留意事項

- (1) 本市担当職員との連絡を密にして業務に当たること。
- (2) 本業務については、原則として第三者に委託し、若しくは請け負わせてはならない。ただし、業務遂行上やむを得ない場合は、本市と協議し、あらかじめ書面による承諾を受けたうえで、第三者に委託し、若しくは請け負わせることができる。
- (3) 受託者は、業務着手前に本仕様書を十分精査すること。このときに発生した疑義については、初回の打合せの際に本市と協議のうえ、解決するものとする。
- (4) 本仕様書に基づき業務を遂行する中で発生した疑義については、本市と協議のうえ、解決するものとする。ただし、前項における精査が不十分と判断できる疑義については、本市の判断によるものとする。
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、本市との協議のうえ、決定すること。
- (6) 受託者は業務上知り得た情報を他人に漏らしてはならない。
- (7) 受託者は、本業務によって知り得た個人情報を、本業務を遂行する目的以外に使用してはならない。これは、業務期間終了後も同様とする。
- (8) 受託者は、業務の履行に必要な書類、資料の授受、保管その他の管理に当たっては、漏えい、滅失、き損等を防止するなど適正な措置を取らなければならない。
- (9) 本業務の実施により得られた成果物の著作権、著作権等一切の権利は、全て本市に帰属する。
- (10) 本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理すること。